

監査の種別 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査
 監査の対象 市民部総合窓口課
 監査の範囲 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までにおける事務の執行
 実施期間 平成 27 年 4 月 13 日から平成 27 年 5 月 19 日まで
 監査委員 田村 桂一 ・ 杉山 行男

指摘事項	改善措置等
<p>【予算の執行状況について】</p> <p>物品購入等の伝票処理について、次の事項が確認されたので、「契約の手引き」に基づき適正に処理されたい。また、庁内研修への参加の促進、伝票決裁時に誤りの指導をされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品購入等について、日付のない見積書が多く見受けられた。 ・執行伺書及び請書に仕様書・内訳書・特記仕様書・特約書の添付がないものが見受けられた。 ・執行伺書の内訳に積算価格がないものが見受けられた。 ・予定価格が 1 万円以上の見積経過調書に見積書の添付がないものが見受けられた。 ・単価契約品の購入で指名伺が打ち出されているものが見受けられた。 <p>(総合窓口課)</p>	<p>【予算の執行状況について】</p> <p>物品購入等の契約事務について、職員に「契約の手引き」に基づき適正に処理するよう周知徹底を図った。</p> <p>また、庁内で実施される、契約、会計事務研修に積極的に参加し、伝票処理に誤りのないよう努めていく。</p> <p>(総合窓口課)</p>
<p>【備品管理について】</p> <p>備品台帳に掲載されている「パソコンソフト」については、広域交付用の複合機を平成 13 年度に購入しており名称と実態が一致していないと思われる。備品台帳の名称を変更されたい。</p> <p>(総合窓口課)</p>	<p>【備品管理について】</p> <p>備品台帳に掲載されている「パソコンソフト」の名称について、実態と一致するよう、「広域戸籍交付用複合機」の名称に変更した。</p> <p>(総合窓口課)</p>

監査の種別 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査
 監査の対象 都市建設部まちづくり計画課
 監査の範囲 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までにおける事務の執行
 実施期間 平成 27 年 4 月 13 日から平成 27 年 5 月 19 日まで
 監査委員 田村 桂一 ・ 杉山 行男

指摘事項	改善措置等
<p>【補助金等の執行について】</p> <p>特定緊急輸送道路沿道建築物補強設計助成金について、申請者から提出を受けた補強設計着手届に記載されている交付決定日に誤りがあった。</p> <p>また、交付要綱によれば、「助成対象事業の内容を変更しようとするとき補強設計変更届出書（別記様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。」とされており、届出なければならない変更内容として「補強設計工程の大幅な変更」が掲げられている。</p> <p>この助成対象事業は、「補強設計工程の大幅な変更」があるが、申請者から補強設計変更届出書の提出がなされていない。</p> <p>補助金申請書類の審査において、補助金交付要綱を遵守し補助対象者を指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（まちづくり計画課）</p>	<p>特定緊急輸送道路沿道建築物補強設計着手届に記載されている交付決定日の修正と、提出がなされていない補強設計変更届出書の提出を申請者に依頼した。</p> <p>今後は、補助金交付要綱を遵守するよう適切に補助対象者を指導するとともに、チェックリストを作成し、書類受付時にチェックリストを活用することで、記載内容に誤りや漏れがないかを厳密に確認することとする。</p>
<p>【旅行（出張）命令書の記載漏れ等について】</p> <p>定期券の有無について記載がないもの、出張先の記載が地名（〇〇市や〇〇など）だけのものがあつた。また、経路について記載がないものが多数見受けられた。</p> <p>旅行（出張）命令書は正しく記入されたい。</p> <p>また、現在の旅行（出張）命令書の様式には経路を書く欄が特設設けられていないので、現状に合った様式に変更されたい。</p> <p>※福生市職員の旅費に関する条例第 5 条によれば、「旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とされている。</p> <p style="text-align: right;">（まちづくり計画課） 様式については（職員課）</p>	<p>指摘のあつた記載箇所については直ちに是正を行うとともに、各職員に対し、旅行（出張）命令書の記入を正しく行うよう指導を行った。</p> <p>今後は月次集計を行う際に記載漏れ等がないか集計担当がチェックし、その都度是正させることとする。</p>

平成 27 年度第 1 回定期監査

監査の種別 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査
 監査の対象 まちづくり計画課の定期監査に伴う職員課所管分
 監査の範囲 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までにおける事務の執行
 実施期間 平成 27 年 4 月 13 日から平成 27 年 5 月 19 日まで
 監査委員 田村 桂一 ・ 杉山 行男

指摘事項	改善措置等
<p>【旅行（出張）命令書の記載漏れ等について】 定期券の有無について記載がないもの、出張先の記載が地名（〇〇市や〇〇など）だけのものがあつた。また、経路について記載がないものが多数見受けられた。 旅行（出張）命令書は正しく記入されたい。 （まちづくり計画課）</p> <p>また、現在の旅行（出張）命令書の様式には経路を書く欄が特設設けられていないので、現状に合った様式に変更されたい。</p> <p>※福生市職員の旅費に関する条例第 5 条によれば、「旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とされている。 （職員課）</p>	<p>旅行（出張）命令書の様式について、経路を記入できる様式に改め、記載方法を庁内 LAN のキャビネット内に掲載し、周知徹底を図つた。</p>